

長浜市学校給食献立作成システム更新業務ロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「長浜市学校給食献立作成システム更新業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 長浜市学校給食献立作成システム更新業務
- (2) 業務内容 別紙「長浜市学校給食献立作成システム更新業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和13年7月31日まで
 - ア 開発・構築期間 契約締結日の翌日から令和8年7月31日まで
 - イ 運用・保守期間 令和8年8月1日から令和13年7月31日まで

3. 見積上限額

見積額の上限は、15,800千円（パッケージソフト費用、ライセンス費用、カスタマイズ費用、導入支援に係る費用、運用保守業務に係る費用、その他導入・運用保守に係るすべての費用並びに消費税額及び地方消費税額に係る費用）とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5. スケジュール

①公募開始	令和7年 7月30日（水）
②質疑受付締切	令和7年 8月 7日（木）正午まで
③質疑に対する回答（市ホームページ）	令和7年 8月19日（火）予定
④参加申込書等の提出期限	令和7年 8月22日（金）午後5時まで
⑤参加資格審査結果の通知	令和7年 8月26日（火）
⑥企画・技術提案書等の提出期限	令和7年 9月12日（金）午後5時まで
⑦ヒアリング審査	令和7年 9月22日（月）

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に

基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (3) 参加申請をする時点において市税、県税又は国税を滞納していないこと。
- (4) 参加申込者が公告の日の属する年の前5年以内に、地方公共団体において、学校給食献立作成システムの導入等に係る業務を履行した実績を有する者であること。
- (5) ISMS認証（ISO27001）又はプライバシーマークの認証を受けていること。

7. 説明会

説明会は開催しない。

8. 質疑・応答

- (1) 提出方法 電子メールにより提出すること。（様式第1号）
 ※ 電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和7年8月7日（木）正午まで（必着）
- (3) 提出先 学校給食課（長浜南部学校給食センター） kyusyoku@city.nagahama.lg.jp
- (4) 回答方法 ホームページにて回答とする。
 （質問者の名称等は公表しない。）
- (5) 回答日 令和7年8月19日（火）予定

9. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、実施要領、仕様書、作成要領等及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式第2号）

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 導入実績報告書（様式第4号）

参加申込者が、実施要領の6（4）「公告の日の属する年を含めた前5年以内に、地方公共団体において、学校給食献立作成システムの導入等に係る業務を履行した実績を有する者であること。」が分かる書類

エ 導入実績報告書に記載された各実績を証する書類（例：契約書の鑑の写し等）

※契約相手方との取り決め等により書類の提出が困難な場合は、その旨を学校給食課まで申し出ること。この場合、学校給食課において導入先団体へ個別に確認を行う場合がある。

オ 会社案内及び会社概要（組織において、体制等が分かる資料）

カ ISMS認証（ISO27001）又はプライバシーマークの認証を受けていることが確認できる書類の写し（例：認証書の写し等）

【令和7年度長浜市競争入札参加資格者名簿に登録なしの場合】

- キ 令和7年6月1日以降に発行された国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書
(納期限が到来しているものの滞納がないことが確認できるもの)
- ク 令和7年6月1日以降に発行された履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)

(2) 提出期限

令和7年8月22(金) 午後5時(必着)

(3) 提出方法

電子メールにて提出(件名:「プロポーザル参加申込」)

提出先 学校給食課(長浜南部学校給食センター) kyusyoku@city.nagahama.lg.jp

※必ず電話にて学校給食課の受信が完了したことを確認すること。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、参加申込のあったすべての者に令和7年8月26日(火)に電子メールで通知する。

(5) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、市長に対して、参加資格がないと認めた理由について書面(様式は自由)により説明を求めることができる。この場合において、書面の提出は、次により行うこととする。

ア 提出期限 令和7年9月2日(火) 正午まで

イ 提出方法 電子メールにて提出(件名:「プロポーザル参加資格」)

ウ 提出先 学校給食課(長浜南部学校給食センター) kyusyoku@city.nagahama.lg.jp

エ 説明を求めた者に対する回答は、令和7年9月8日(月) 午後5時までに電子メールにより行う。

10. 企画・技術提案書等の提出及び作成方法

(1) 提出書類

参加資格審査結果通知書により提案者として認められた者は、実施要領、仕様書、作成要領等及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類をデータで提出すること。

ア 企画・技術提案書

イ 機能要件一覧表

ウ 帳票のサンプル(機能要件一覧表に記載のあるもの)

エ 見積書(様式第6号)

データの提出に当たっては、資料及びページの順番が分かるようにすること。

(2) 提出期限

令和7年9月12日(金) 午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(4) 提出先

学校給食課（長浜南部学校給食センター）

メールアドレス kyusyoku@city.nagahama.lg.jp

1 1. 参加辞退の手続き

参加申込書の提出後又は企画・技術提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに電話にて学校給食課（長浜南部学校給食センター）へ連絡の上、辞退届（様式第5号）をメールで提出すること。

1 2. 審査方法及びヒアリング日程

(1) 選定方法

候補者の選定に当たっては、長浜市学校給食献立作成システム更新業務プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、実施要領、仕様書、作成要領等に基づき提出された企画・技術提案書等により審査を行う。

(2) ヒアリング審査

選定委員会の審査においては、次のとおり提案者からヒアリングを行い、提案内容を総合的に審査する。なお、ヒアリングは次のとおり実施する。

ア ヒアリング日程は、令和7年9月22日（月）を予定日とする。説明の順番は企画・技術提案書等の受付順により行うこととし、詳細については別途通知する。

イ リモートでの参加は認めず、長浜市の指定する場所に来場しての参加とする。なお、当該業務を担当するプロジェクトマネージャーの参加を必須とし、一提案者あたりの参加人数はプロジェクトマネージャーを含め3人までとする。

ウ 提案者の説明時間30分以内とし、質疑応答は20分程度とする。

エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

オ プレゼンテーションソフトを利用して説明する場合は、企画・技術提案書に記載内容と整合が取れているものに限るものとし、事業者名が特定できる情報を含めないように配慮すること。

カ プレゼンテーションで使用するパソコンは提案者が準備すること。画面を表示する機器、当該機器に接続するための備品等は長浜市が準備する。なお、プレゼンテーションソフトの使用は、審査を受ける上での絶対条件ではない。

1 3. 評価及び採点基準

提案内容は、次の評価項目により採点し、総合評価の得点が最も高い提案者を候補者として選定する。選定された候補者が何らかの事情により不適格となった場合は、総合評価の得点が次に高い提案者を候補者とする。

(1) 総合評価の構成

評価項目	配点
組織評価	30点満点
提案内容評価	100点満点
機能評価	200点満点
事業費評価	120点満点
総合評価	450点満点

(2) 評価項目ごとの配点

評価項目	評価の視点	主な指標	配点
組織評価			
業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績等 (導入実績報告書)	10点
作業実施体制	適切な業務を提供できる実施体制か	担当者数、担当者の経験年数、実務実績の有無、配置、構成等 (実施体制)	20点
提案内容評価			
取組方針	業務の理解度はあるか	目的・条件・内容の理解度が高く、簡潔に記載されているか (基本方針)	10点
業務の実施手続き	工程表等は妥当か	内容に無理がなく具体的であり、センター職員の作業負担軽減等の配慮された提案がなされているか。 (導入計画、データ移行)	20点
現状・課題への理解度	本市の現状・課題への理解は十分か。	本市の状況への理解度 (利便性・業務改善)	30点
導入システムの運用保守・サポート体制	導入時の操作研修は効果的な研修方法であるか 保守サポートは職員を安心させる体制となっているか。	運用・操作マニュアル、保守サポート体制 (導入支援・フォロー体制、セキュリティ対策)	30点

取組姿勢 (ヒアリング)	積極的に取組む意欲 を感じられるか。	業務の意欲、積極性	10点
機能評価			
機能評価	〔提案者の機能要件 書の得点〕÷〔機能 要件書の満点〕× 〔機能評価の得点配 分(200点)〕 ※少数以下切り捨て	機能要件書	200点
事業費評価			
見積書の内 容	(1-〔提案者の見 積金額〕/〔見積限 度額〕)×〔事業費 評価の特定配分(1 20点)〕 ※少数以下切り捨て	見積書	120点

※事業費評価点を除く評価点(330点=450点-120点)の6割に当たる
198点を最低基準点とする。

(3) 評価のポイント

項目	評価のポイント
基本方針	・本業務の目的及び内容を十分理解し、そのことを踏まえた提案が明確に示されているか。
実施体制	・本業務の実施体制が明確に示されているか。 ・作業内容に応じた有資格者が配置されているか。 ・不測の事態にも対応できる、十分に余裕のある人員体制になっているか。
導入計画(効果)	・内容に無理が無く具体的であり、余裕を持ったスケジュールか。 ・各種作業について、実現可能な提案がなされているか。 ・事務の効率化や負担軽減を期待できるか。 ・現行システムでの課題を踏まえ、利用者にとってメリットのあるシステムが提案されているか。
利便性	・利用者の操作性に配慮した機能を有しているか。 ・利用者のことを考えた工夫がなされ、利用者が直感的に操作できる・視覚的にわかりやすいなど、使い易いシステムとなっているか。

業務改善	・ 利用者の負担軽減につながっているか。 ・ 日々の作業の簡略化など業務改善に資する提案がなされているか。
データ移行	・ 既存システムからのデータ移行について、その移行方法は妥当なものか。 ・ 安全かつ正確に移行するための手順が示されているか。
セキュリティ対策	・ 様々な情報セキュリティに関して適切に対応できるか。 ・ バックアップ等データを保護する仕組みが十分に配慮されているか。 ・ 個人情報保護及び情報漏えいに係る対策や取組を行っているか。
導入支援・フォロー体制	・ 移行データ確認作業など想定される職員負担と軽減策の提案がなされているか。 ・ 導入時の職員研修は効果的な研修方法か。 ・ 導入時、導入後、障害発生時の保守サポート体制は、安心できる体制及び内容となっているか。

1 4. 審査結果

- (1) 通知方法 ヒアリング審査を受けた全ての者に電子メールにて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年10月上旬（予定）

1 5. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画・技術提案書の提出は1者につき1案とする。

1 6. 情報公開

市は、提案者から提出された企画・技術提案書等について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

17. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を市に請求することはできない。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ ヒアリング審査を正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が見積上限額を超過したとき

キ 提案審査において最低基準点が設定された場合に、その最低基準点を評価点が下回ったとき

(4) 著作権等の権利

企画・技術提案書等の著作権は、当該企画・技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画・技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

18. 問い合わせ先

長浜市教育委員会事務局学校給食課（長浜南部学校給食センター）

担当：大橋

〒526-0844 滋賀県長浜市南田附町535番地

電話番号 0749-63-5818

メールアドレス kyusyoku@city.nagahama.lg.jp